

2024年6月

お客さま情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

～マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください～

豊橋商工信用組合

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、「お客さまに関する情報」（ご連絡先、ご職業、お取引の目的など）についてDM（ダイレクトメール）、店頭や訪問等により定期的に確認させていただく取り組みを行っております。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりますまで預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、当組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご回答へのご協力をくださいますようお願い申し上げます。

◆お客さまの確認事項

【個人・個人事業主のお客さま】

- ① お名前、ご住所および生年月日、ご連絡先
- ② ご職業およびお勤め先（学校名）
- ③ お取引目的 等

【法人のお客さま】

- ① 法人の名称および本店または主たる事務所の所在地
- ② 法人の代表者などご来店された方（ご担当者）のお名前
- ③ 事業内容
- ④ お取引目的
- ⑤ 実質的支配者 等

重要

継続的顧客管理（お客さま情報の定期的な確認）をかたった詐欺にご注意ください

最近、「お客さま情報の確認」を装って、金融機関をかたって電子メールやショートメッセージ（SMS）により、お客さまの情報を不正に入手しようとする手口が確認されております。

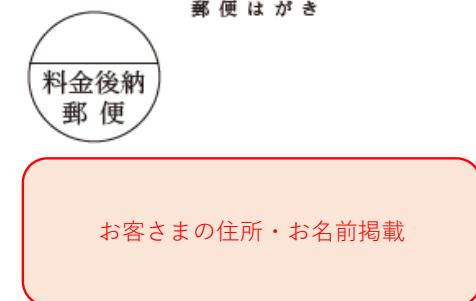
当組合では、「お客さま情報の確認」をお願いする際に、メールやショートメッセージ（SMS）で確認させていただくことは一切ございません。

また、「お客さま情報の確認」にあたって、お客さまのキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることは一切ございません。

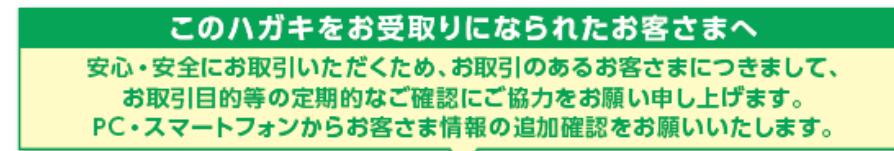
金融機関や警察、銀行協会等をかたる詐欺には十分ご注意ください。

豊橋商工信用組合より送付される ハガキ（イメージ）

ハガキ表面



三つ折り中面



お手続き期限 **20XX年XX月XX日** までにお願いします。

お手続きの流れ

STEP 1

スマートフォンからお手続き専用サイトにアクセスしてください。



お使いのスマートフォンにQRコード読み取り機能がある場合、左のQRコードを読み取ってください。

STEP 2

画面に従い、Webブラウザでお手続きをお願いいたします。



当組合から皆様へ大切なご案内です

【回答】 350-0151 埼玉県比企郡川島町八幡6-13-2
共同印刷内 信組情報サービス

2949-002-15-0000000-00-0000

【送り人】 270-1496 千葉県白井市桜台1丁目2番
信組情報サービス株式会社

※本ハガキに係る発送業務を代行し実施します。
信用組合は本件に係る業務を共同で利用します。
遅っている場合は完全に乾かしてから開封してください。

豊橋商工信用組合

取引店舗名・電話番号掲載

信用組合 お客様情報確認事務局/0120-512-356

平日9:00～18:00（土日・年末年始12/29～1/4除く）

本件以外のお問い合わせについては、口座をお持ちの信用組合までお問合わせください。

ハガキ裏面

信用組合とお取引をいただいているお客さまへ

「お客様の情報」の定期的な確認について
ご理解とご協力をお願いいたします

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み^(注)について、それぞれ所定の方法により順次実行しております。

(注) 既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに購入の情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さま一人ひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりますして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客様の情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生しているので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用組合の本支店にご相談いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

Shinkin Bank

信用組合

しんくみ

一般社団法人

全国信用組合中央協会

金融庁

Financial Services Agency

◆よくあるご質問

ご質問	ご回答
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策"とは何ですか？	<p>マネー・ローンダリングとは、犯罪によって得た収益を正当な資金であるかのように見せようとする行為をいいます。</p> <p>また、テロリストなどへ資金援助することを目的として架空名義や正規の取引を装って口座を利用する行為など、金融機関はこれらの犯罪行為に対し有効な防止策をとる必要があります。</p>
日本でもマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に関りがあるのですか？	<p>マネー・ローンダリングを行う主な主体として暴力団や特殊詐欺グループなどがあげられます。マネー・ローンダリングに関する犯罪の検挙件数は増加傾向にあります。</p> <p>また、世界各地で発生するテロ事件やサイバーテロなど、テロの脅威に関しましても継続して晒されている状況であります。</p>
このような確認されるのは、自分の口座に何か疑われているのでしょうか？	<p>お客様に限らず、当組合とお取引のあるお客様に対してお客様情報の確認を行っております。特定のお客さまに対してご案内するものではございません。当組合のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、広くお客様のご協力をお願いしております。</p> <p>ご理解、ご協力ををお願いいたします。</p>
回答は必要ですか？	<p>全国の金機関において、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいてお客様の情報の確認を行っております。</p> <p>この取り組みは、お客様に安心安全にご利用いただくための取り組みであるため、ご回答へのご協力ををお願いいたします。</p>
他金融機関からお客様情報の確認は求められないが、何故、豊橋商工信用組合はこのような取り組みをしているのですか？	<p>全国の金機関において、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいてお客様の情報の確認を行っております。</p> <p>実施時期・確認方法は異なりますが、他の金融機関でも同様の対応を行っているものと認識しております。</p>
お客様情報に関するお願いが届いたが、本当に豊橋商工信用組合がだしたもので間違いないか？	<p>当組合は、ハガキにてご案内を行っており、ハガキ表面に、お客様のお取引のお取引店舗の連絡先が記載しております。</p> <p>ハガキのサンプルを添付しておりますので、内容のご確認をお願いいたします。</p>

家族には案内が届いていないのに、何故、私に届いたのですか？	今回のご案内の対象となる方や、通知のタイミング、方法はお客さまにより異なります。ご案内が届きましたらご本人さまよりご回答へのご協力をお願いいたします。
口座を解約する予定ですが、その場合であっても提出は必要ですか？	その場合は、ご回答の必要はございません。 解約のお手続きは、お取引店にてご対応させていただきます。 大変申し訳ございませんが、お手続きはお取引店にてご対応させていただきます。
口座名義人は死亡しているが、どうすればよいですか？	ご回答は必要ございません。 ご案内は破棄していただくようお願いいたします。
複数の口座に対してそれぞれ案内が届いたが、すべて回答しなければならないですか？	例外的に重複で口座を開設されている皆様へは口座単位で確認させていただいておりますので、複数枚届く可能性がございます。 大変お手数ではございますが、届いたご案内については、全てご回答をお願いいたします。
未成年の子供宛に案内が届いたのですが、親が代わりに手続きすればよいですか？	未成年者様の口座につきましては、ご本人様または、当組合にお届出の保護者様によるお手続きをお願いいたします。
職業に複数該当する項目があるが、どうすればよいですか。	主となる業種を1つご判断いただき、選択をおねがいいたします。

◆参考 外部関連サイト

① 金融庁ホームページ

「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/index.html>

② 全国信用組合中央協会ホームページ

「信用組合をご利用のお客様へのお知らせ」

<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

③ 政府広報オンラインホームページ

「マネー・ローンダリング対策！金融機関からの「お客様情報」や「お取引目的」の確認にご協力ください」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202203/1.html>

◆お問い合わせ先

信用組合 お客様情報確認事務局 (0120-512-356)

受付時間：平日 9:00～18:00（土日・年末年始 12/29～1/4 除く）